

〔民集未登載最高裁判事例研究 五四〕

第三者による親子関係不存在確認の訴えについての確認の利益

親子関係不存在確認請求事件

令和四年六月二四日最高裁判所第二小法廷判決（令和三年（受）第一四六三号）裁判集民事二六八号三一五頁、判タ一五〇四号三九頁

〔事 実〕

亡甲と亡乙の間には、戸籍上九名の子ども（七男二女）が記載されていた。本件に関係するのは、亡甲亡乙夫婦、末子である亡A（七男）およびその子三名、八番目の子であるB（次女・被相続人）、七番目の子である亡C（六男）の子X他一名である。Bの死亡により、法定相続人となるのは亡Aの三名の子と亡Cの二名の子の五名であった。

このような親族関係の下、Xが検察官を相手方として、亡甲と亡Aとの間の父子関係がないこと、および亡乙と亡Aとの間の母子関係がないこと（以下「本件各親子関係」という）の確認を求めた。

第一審は、後述する昭和六三年最判の理論構成を示した上

で、本件各親子関係の不存在が確定しても、これによりXの身分関係に何ら影響を及ぼすものではなく、またBの遺産相続に関して、相続による財産上の権利義務に関する限りで本件各親子関係の不存在を主張すれば足り、親子関係の不存在を確認し、身分関係の存否に関する効力を第三者に及ぼすべき必要性は認められないとして、訴えを不合法として却下した。これに対して、Xが控訴。

控訴審も第一審とほぼ同じ理由により、訴えを不合法として却下したため、Xが上告受理申立てを行い、受理されたのが本件である。

〔判旨〕

原判決破棄、第一審判決取消し、第一審へ差戻し

「……原審は、上記事実関係等の下において、上告人(X)は、本件各親子関係が不存在であることにより自己の身分上の地位に直接影響を受けることはないから、本件訴えにつき法律上の利益を有しないと判断して、これを却下すべきものとした。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次の通りである。

前記事実関係等によれば、上告人(X)は、亡甲及び亡乙の孫であり、亡Aの戸籍上の甥であつて、亡Bの法定相続人であるところ、本件各親子関係が不存在であるとすれば、亡Bの相続において、亡Aの子らは法定相続人とならないことになり、本件各親子関係の存否により上告人(X)の法定相続分に差異が生ずることになる。親子関係の不存在の確認の訴えを提起する者が当該訴えにつき法律上の利益を有するというためには、当該親子関係が不存在であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることを要すると解される(最高裁昭和……六三年三月一日第三小法廷判決・民集四二卷三号一五七頁参照)、法定相続人たる地位は身分関係に関するものであつて、上告人(X)は、その法定相続分上記の差異が生ずることにより、自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けるといふことができる。

以上によれば、上告人(X)は、本件訴えにつき法律上の利益を有するといふべきである。」

〔評釈〕 判旨に賛成する

一 本判決の意義

人事訴訟手続法(以下「旧法」という)に基づく大審院時代より、身分関係の確認の訴えについて、当該身分関係の当事者以外の第三者が原告になることは、法が予定するところと理解されていた(旧法二条二項、二六条参照)。

しかしながら、原告適格に関する規定が存在しなかつたことから、訴えの利益を必要とするとしても、第三者が原告となる身分関係の確認の訴えにおいて、何をもって法律上の利益といふかが問題となつた。後述するように、第三者による養子縁組無効確認の訴えについては、旧法下より大審院判例が積み重ねられ、本判決も引用する最三小判昭和六三年三月一日民集四二卷三号一五七頁(以下「昭和六三年最判」という)がリーディングケースとして登場したが、その具体的内容は明確ではなかつた。人事訴訟法(以下「現行法」という)への改正に際しても、昭和六三年最判を念頭に置きつつ、訴えの利益を有する第三者の範囲について議論されたが、明確な規定を設けるのは困難であると

して、規定が設けられなかった経緯がある。⁽²⁾

さて、本判決は、引用する昭和六三年最判とは異なり、第三者による親子関係不存在確認の訴えである。後述するように、その判例の系譜を調べると、必ずしも首尾一貫した形で理論形成がされていたわけではなく、また大審院時代には第三者による養子縁組無効確認の訴えの判例法理と交錯する状況も見られた。このような状況を踏まえると、本判決は第三者による養子縁組無効確認の訴えにおける法律上の利益の有無を判断する基準を、第三者による親子関係存否確認の訴えにおける法律上の利益の有無を判断する基準としても用いることを示した初めての最高裁判決であり、今後の実務に与える影響は少なくない⁽³⁾と考える。

以下では、まず第三者による養子縁組無効確認の訴えにおける訴えの利益の有無の判断に関する判例の系譜を考察した上で、本判決で問題となった第三者による親子関係存否確認の訴えにおける訴えの利益の有無の判断に関する判例の系譜を考察することとする。

二 第三者による養子縁組無効確認の訴えと訴えの利益

1 大審院時代の判例の系譜

大審院時代の判例は、当初、縁組当事者の親族であると

いう理由だけでは第三者による養子縁組無効確認の訴えを認めておらず、縁組無効の判決により、直ちに特定の権利を得または特定の義務を免れる場合でなければならぬと解していた(いわゆる「限定説」)。しかし、その後、養親子のいずれかの親族であるか、または縁組無効の判決により直ちに特定の権利を得または特定の義務を免れる場合のいずれかであればよい、と緩和された。一般的には、このように理解されていると説明される。⁽⁴⁾

しかしながら、大審院の各判例を詳細に検討すると、当初の事案では、当事者が親族であることの一事のみをもって訴えの利益ありと主張するのに対して、裁判所が親族であるというだけでは足りないとしてその主張を退けている⁽⁵⁾。それゆえ、以後、様々な理由を当事者が付加してきたことから、訴えの利益を限定的な場合しか認めない判断基準、すなわち「縁組無効の判決により、直ちに特定の権利を得または特定の義務を免れる場合」が示され、それに沿った形で各事案について訴えの利益を判断している⁽⁶⁾。また、緩和されたとする判例を見ると、確かに、親族であること、または「縁組無効の判決により、直ちに特定の権利を得または特定の義務を免れる場合」という判断法則を示したと(以下では「限定緩和説」と呼ぶ)から、限定説を変更

したように見える。⁽⁷⁾ しかしながら、限定緩和説の事案を見ると、限定説の判断基準に従ったとしても結論に変わりがない事案⁽⁸⁾しかなく、あえてそこで判例を変更したとまでいえるのか疑問である。

それゆえ、大審院時代の判例について、事案の判断に大きな差異があるとは思えないとの評価は妥当であり、変更したとされる判例が、限定説を採用している判例を引用している点からも、大審院の判断基準に大きな違いはなかったのではないかと考える。⁽¹⁰⁾

2 最高裁における判断基準の確立

戦後、最高裁は、限定緩和説とされる大審院判例を引用した上で、親族である一事をもつて訴えの利益を認めるとする判例が存在するが、その事案は限定説に基づいても訴えの利益が認められるものであった。⁽¹¹⁾ その後、第三者による養子縁組無効確認の訴えにおける訴えの利益の判断基準として、リーディングケースとされる昭和六三年最判が登場し、次のように判示した。「養子縁組無効の訴えは養子縁組の届出に係る身分関係が存在しないことを対世的に確認することを目的とするものであるから……、養子縁組無効により、自己の財産上の権利義務に影響を受けるにすぎ

ない者は、その権利義務に関する限りでの個別的、相対的解決に利害関係を有するものとして、右権利義務に関する限りでの縁組の無効を主張すれば足り、それを超えて他人間の身分関係の存否を対世的に確認することに利害関係を有するものではなく、「養子縁組が無効であるときは原告が民法九五八条の三第一項（現行法九五八条の二第一項）のいわゆる特別縁故者として家庭裁判所の審判により養親の……相続財産の分与を受ける可能性があるとしても、本件養子縁組が無効であることにより原告の身分関係に関する地位が直接影響を受けるものということはできない」。

この昭和六三年最判の判旨の意味について、調査官解説⁽¹²⁾は次のように説明する。まず、第三者による養子縁組無効確認の訴えについて、「身分関係の存否は、基本的には、その当事者の問題であり、第三者が身分関係の存否の確認を求めるとは、身分関係の当事者とは異なる訴えの利益を要することは明らかである。そして、右訴えが対世的効力を持つ以上、その認定は誤りなきものでなければならず、弁論主義や自白法則の制限された人事訴訟手続において審理されるべきことになる（真实性の要請）」と説明する。その上で「しかし、真实性の要請があることから、誰もが身分関係の存否に容喙することを認めるべきものではない。

したがって、身分関係の存否確認の訴えの利益は、身分関係の存否を対世的に確定する必要のある者に認めるべく（その意味で、財産法上の権利、義務の前提として身分関係の存否を主張すれば足る者に訴えの利益はない）、見方をかえれば、身分関係の存否につき原告自身が身分法上の利害を有することが必要であると考えられよう。」と述べ、第三者による申立ての場合の訴えの利益の判断基準について、限定説に近い見解を示している。その上で、大審院判例や原判決と異なり親族要件を課していない点については、「なお、原判決と異なり、本判決は、訴えの利益に「親族」であるとの要件を加重していないが、縁組無効につき個別的に身分法上の利害関係を有することを要すると解する場合には、……親族以外の第三者がかかる利益を有する場合は考え難い⁽¹³⁾」と説明する。

この昭和六三年最判により、第三者による養子縁組無効確認の訴えについて、訴えの利益を判断するに際しては「縁組無効判決により自身の身分関係に直接影響を受ける」か否かが基準となった。しかし、その意味について、調査官解説は「本判決……の「直接」の意義については、民法八七七条二項に定める扶養を命ずる審判等の何らかの手續を経ることなく影響を受けることを指すものと解すべきで

あろう。縁組の無効により直ちに（現に）権利（相続権）を得、又は義務（扶養義務）を免れることを要するとすることは、狭きに過ぎるといって、私としては、可能的なものを含め身分に関する実定法規に定める地位（相続、扶養、婚姻制度）又はこれに関する権利の行使若しくは義務の履行に影響を受けることをもって足りると解する余地があるのではないかと考えている。権利・義務への直接的影響を嚴格に要求することは、結局、身分法に関連する現在の利害への影響に限定することとなり、身分関係に関する社会意識にも副わない事態を生ずることになるうし、……訴えの利益を有する者は、仮に係争身分関係につき経済的利害を有しないとしても、その身分関係に関心を持つことが社会意識においては是認される範囲の者と考えられる⁽¹⁴⁾」と説明するにとどまり、具体的にどのような場面が該当するのかが明確ではなかった。しかし、最高裁による判断基準が示されたことから、以後、判例・下級審裁判例は、昭和六三年最判で示された判断基準にしがたがって個々の事案について訴えの利益の有無を判断している⁽¹⁵⁾。

このように第三者による養子縁組無効確認の訴えにおける訴えの利益に関しては、大審院の判例の積み重ねをふまえ、昭和六三年最判によって判断基準が確立し、今日に

至っている。では、第三者による親子関係存否確認の訴えにおける訴えの利益については、本判決以前にどのような判断がなされてきたのか。以下では、この点に関する判例の系譜を見ることとする。

三 第三者による親子関係存否確認の訴えと訴えの利益

1 大審院時代の判例——他人間の身分関係確認の訴え

大審院時代は、第三者による親子関係存否確認の訴えだけではなく、より広く身分関係確認の訴えにおける訴えの利益として判例が形成されてきた。当初は、親族関係を明確にすることは親族に属する者各自の利益であることから、その関係に争いが生じた場合は法律に反対の規定が存在しない限り、各親族はその確定を求める訴えを提起できると解していた。⁽¹⁶⁾しかし、その後、第三者による養子縁組無効確認の訴えに関する判例を引用した上で、第三者による親子関係不存確認の訴えについても、他人間の親子関係不存の確定により、直ちに特定の権利を得または特定の義務を免れるという直接の利害関係を有する場合が、その不存の確定について法律上の利益を有する場合であると解し、引用する第三者による養子縁組無効確認の訴えに関する判例により、従前の判例は変更されたとの見解を示す判

例⁽¹⁹⁾が登場した。この判例の登場により、大審院においては、第三者により身分関係存否確認の訴えにおける訴えの利益に関する判断法理と、第三者による養子縁組無効確認の訴えにおける訴えの利益に関する判断法理は同一に帰することになり、その後の第三者による身分関係存否確認の訴えに関する判断もこれを踏襲している。⁽²⁰⁾なお、第三者による親子関係存否確認の訴えについて、その当事者が死亡している場合は人事訴訟法にその規程がないことを理由に一貫してこれを不適法としている。⁽²¹⁾

2 最高裁における議論

戦後、最高裁になってからは、第三者による親子関係存否確認の訴えについては、その判断対象が、過去の法律関係の確認の訴えの許否に移ることとなった。当初、最高裁は、親子関係存否確認の訴えについて、本人申立てであれ第三者の申立てであれ、過去の法律関係の確認の訴えを否定していた。⁽²²⁾その後、父母または子の一方の死亡後における検察官を相手方とする本人申立てによる親子関係存否確認の許否について、最大判昭和四五年七月一日民集二四卷七号八六一頁⁽²³⁾(以下「大法院判決」という)による判例変更がなされた。大法院判決は、過去の親子関係が身分関係

の基本であり、現在の法律上の紛争解決のために必要であれば、確定判決により身分関係を明らかにする利益が認められる、という判断を示した。この大法院判決により、過去の親子関係存否確認の訴えについても、訴えの利益が認められることとなり、第三者申立てによる過去の親子関係の存否確認の訴えにおいても、大法院判決を引用して、訴えの許否を判断する判例・下級審裁判例が登場することとなった。⁽²⁴⁾

ところが、同時に、第三者による親子関係存否確認の訴えについて、過去の法律関係の確認の許否から離れ、第三者について訴えの利益が認められるか否かという点について判断を示す判例・裁判例も登場した。それらは、第三者による親子関係存否確認の訴えについて、大審院時代に示された限定緩和説によりその適否を判断しているようであり、姻族でしかないことを理由に法律上直接の利害関係無しとするもの、⁽²⁵⁾当該親子関係の不存在により直接に特定の権利を得または特定の義務を免れる場合にあたらないとするもの、⁽²⁶⁾権利の濫用にあたる場合は親族であつても確認の訴えは認められないとするもの、⁽²⁷⁾などが見られる。

このような判例の系譜の中で、本判決が第三者による養子縁組無効確認の訴えに関する昭和六三年最判を引用した

上で、その判断基準により、第三者による親子関係存否確認の訴えにおける法律上の利益の有無を判断した点が、どのような意味があるのか。以下では、この点を検討することとする。

四 検討

大法院判決が示すように、父母または子の一方またはその双方が死亡した後はその存否を確認することは過去の法律関係の確認であつて、その確認が現在の法律上の紛争を解決するために必要とされる場合に、訴えの利益を認めることは当然である。そのような訴えが、生存する当事者による確認の場合だけでなく、双方が死亡している場合に第三者によつて確認の訴えが提起される場合も当然に想定されるものである。そうすると、第三者が過去の法律関係である親子関係存否確認の訴えを提起した場合に、現在の法律上の紛争を解決するために必要とされる場合であれば、訴えの利益を認められるのか、という点が、問題になると思われる。

昭和六三年最判の調査官解説で指摘されている、①身分関係の存否は、基本的には、その当事者の問題であり、第三者が身分関係の存否の確認を求めるには、身分関係の当

事者とは異なる訴えの利益を要すること、②身分関係存否確認の訴えが対世的効力を持つ以上、その認定は誤りなきものでなければならず、弁論主義や自白法則の制限された人事訴訟手続において審理されるべきことになること(真実性の要請)、③真実性の要請があるからといって誰もが身分関係の存否に容喙することを認めるべきものではないことは、第三者による親子関係存否確認の訴えの適否においても妥当するものと考ええる。そうすると、身分関係の存否確認の訴えの利益は、身分関係の存否を対世的に確定する必要のある者に認めるべきであって、財産法上の権利、義務の前提として身分関係の存否を主張すれば足りる者に訴えの利益はないとする昭和六三年最判の考え方は、第三者による親子関係存否確認の訴えにも当てはまると考える。したがって、親子関係の存否につき、第三者自身が身分法上の利害を有することが必要となる。この要件が、大法院判決の示した判断とどのような関係に立つものかを明らかにすることが、本判決の位置づけを考える上で必要不可欠であろう。

思うに、大法院判決の要件であれば、財産上の権利・義務関係に関する訴えであっても、現在の法律上の紛争を解決するために必要とされる場合であれば、第三者に訴えの

利益が認められることになるため、昭和六三年最判を引用した本判決の示した見解は、第三者による親子関係存否確認の訴えについて、より厳格な要件を課したものと評価することができる。身分関係確認の訴えが対世的効力を持つこと、真実性の要請があるものの当事者以外の第三者に広く訴えの利益を認めることは身分関係の安定を損なうおそれがあることを踏まえると、本判決が昭和六三年判決を引用し、より厳格な要件により訴えの利益を判断すべきとしたことは妥当である。そして、本判決により、第三者による親子関係存否確認の訴えにおける訴えの利益の判断基準は、大法院判決の示した判断基準が内包されることを前提として、昭和六三年判決の判断基準によって判断すべきと統一されたものと考ええる。

五 本判決の結論について

以上を踏まえて、本判決の結論について若干の考察を行う。「相続分」の持つ意味が、相続財産に対する共有持分という権利性だけでなく、相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する地位を付与される点を踏まえて考えると、法定相続分に差異が生じることは、単に財産上の地位に差異が発生するだけでなく、身分関係上の地位にも差異が生

じると考える。したがって、訴えの利益を認めたのは、妥当であると同価できる。

- (1) 評釈等として、林屋礼二「判批」判評三五八号五七頁(一九八八)、本間靖規「判批」民商一〇〇卷三号一三二頁(一九八九)、西澤宗英「判批」法研六二卷六号一二五頁(一九八九)、小林秀之「判批」ジュリ臨増九三五号一六頁(一九八九)、西野喜一「判批」判タ七〇六号一五二頁(一九八九)、富越和厚「判解」曹時四一卷四号八七頁(一九八九)などがある。
- (2) 小野瀬厚「岡健太郎」二問一答新しい人事訴訟制度」(商事法務、二〇〇四)六〇頁。
- (3) 本判決の評釈として、八木敬二「判批」ジュリ臨増一五八三号一〇六頁(二〇二二)、畑宏樹「判批」新・判解Watch 民訴法No.1411(二〇二二)、堀清史「判批」法教五〇六号一四八頁(二〇二二)がある。
- (4) 富越・前掲註(1)九二頁参照。
- (5) 大判昭和三年六月二九日新聞二八八八号九頁。
- (6) 大判昭和七年二月一九日新聞三三七九号九頁、大判昭和七年三月二五日新聞三三九五号一四頁、大判昭和九年一月九日新聞三七六六号一頁、大判昭和一〇年一月二四日新聞三九四〇号九頁。
- (7) 大判昭和十一年一月二三日民集一五卷二二号一八六

五頁。評釈として、斎藤秀夫「判批」法協五五卷四号一四一頁(一九三七)がある。

- (8) 大判昭和十四年二月八日新聞四五二二号九頁、大判昭和十五年二月一九日判決全集八輯九号三頁。
- (9) 富越・前掲註(1)九二頁。
- (10) 具体的には、大判昭和十四年二月八日・前掲註(8)が、大判昭和十一年一月二三日・前掲註(7)を引用した上で、これによりこれまでの判例を変更したと判示しているが、大判昭和十一年一月二三日・前掲註(7)は、その判旨で大判昭和十一年二月二四日・前掲註(6)を引用している関係にある。推測でしかないが、大判昭和十一年一月二三日・前掲註(7)の判旨で「親族又ハ」と述べている箇所が単なる誤記であったのではないかと考える。
- (11) 最二小判昭和十三年一月二二〇日判時五四六号六九頁。評釈として、飯倉一郎「判批」国学院七卷一号一二一頁(一九六九)がある。
- (12) 富越・前掲註(1)参照。
- (13) 同・九五―九六頁。
- (14) 同・九六―九七頁。
- (15) 昭和六三年最判以後の判例として、最三小判平成三年三月五日裁判集民事二六一号七五頁(評釈として、酒井一「判批」法教四六六号一二五頁(二〇一九)、田頭章一「判批」ジュリ臨増一五四四号一一八頁(二〇二〇)、今津

綾子「判批」リマークス六二二号一四頁(二〇二〇)など)がある。また、下級審裁判例として、東京高判昭和三年八月三一日判タ六九四号一六二頁、大阪高判平成四年五月二七日判タ八〇三号二五一頁(評釈として、矢田廣高「判批」判タ八五二号一四〇頁(一九九四)、大阪高判平成二年五月一五日判時二〇六七号四二頁(評釈として、青木哲「判批」リマークス四二二号一四頁(二〇一一)、齊藤研一郎「判批」別冊判タ三二二号一七四頁(二〇一一)など)がある。

(16) 大判昭和六年九月三〇日新聞三三三二七頁。本件は、姪が伯母を相手方として、長女でなく三女であることの確認を求めたものである。

(17) 大判昭和七年三月二五日・前掲註(6)。

(18) 大判昭和六年九月三〇日・前掲註(16)。

(19) 大判昭和十三年五月二三日新聞四二八九九頁。本件は、甥らが、家督相続人である伯父と祖父母との間の親子関係の不存在確認を求めた事案である。

(20) 大判昭和十三年七月二六日新聞四三三三三三〇頁。本件は、分家無効確認の訴えであるが、その判断法理を踏襲しているものの、訴えの目的が、家督相続回復請求の前提として兄弟関係がないことを確認することにあるから、その存否確認の訴えとすべきであるとして、請求を棄却している。

(21) 大判昭和十五年七月一九日新聞四五九七号一二頁、大判昭和十九年三月七日大審院民集二三卷一三七頁。

(22) 最三小判昭和三年五月二日民集一三卷五号五七六頁(評釈等として、中村英郎「判批」判評二〇号一三頁(一九五九)、山本戸克己「判批」民商四一巻四号一三一頁(一九六〇)、北村良一「判解」曹時一一巻七号八一頁(一九五九)など)は、親子双方死亡後に子の実父母が検察官を相手方として訴えを提起した事例である。最一小判昭和四年一月二六日民集二一巻一号三四頁(評釈として、加藤令造「判批」民商五七巻二号五九頁(一九六七)、新堂幸司「判批」法協八五巻二号一〇一頁(一九六八)、清水暁「判批」法研四一巻八号一〇〇頁(一九六八)、川壽義徳「判解」曹時一九巻四号一五七頁(一九六七)は、父の死亡後に、戸籍上の母親が子を相手方として嫡出親子関係不存在確認の訴えを提起し、その訴訟係属中に、子が戸籍上の母親を相手方として父子関係確認を求める反訴を提起した事例である。

(23) 本判決の評釈等として、鈴木正裕「判批」民商六四巻五号一〇九頁(一九七二)、豊泉貫太郎「判批」法研四四巻一二号八七頁(一九七二)、伊東乾「判批」別冊ジュリ三六号八八頁(一九七二)、鍛冶良堅「判批」論叢四六巻二二号一三三頁(一九七三)、上田徹一郎「判批」別冊ジュリ四〇号一二三頁(一九七三)、谷口安平「判批」法

- セミ二二六号一三二頁（一九七四）、野田宏「判解」曹時二二卷八号二六八頁（一九七一）などがある。
- (24) 最小判昭和五六年一〇月一日民集三五卷七号一三頁（評釈等として、鈴木正裕「判批」民商八六卷六号一三頁（一九八二）、坂原正夫「判批」法研五五卷一七号七頁（一九八二）、吉村徳重「判批」判タ五〇五号二一四頁（一九八三）、太田豊「判解」曹時三五卷八号一五九頁（一九八三）など）、東京高判昭和六一年一〇月二九日判時一二二三号九三頁（評釈として、佐藤義彦「判批」法セミ三九二号九七頁（一九八七）、林伸太郎「判批」法学五三卷一四八頁（一九八九）など。
- (25) 東京高判昭和五五年三月二四日高民集三三卷一四六頁（評釈として、小山昇「判批」判評二六三号二〇〇頁（一九八一）。
- (26) 東京地判平成一〇年六月一五日判タ一〇三〇号二六三頁。
- (27) 最小判平成九年三月一日裁判集民事一八二号一頁（評釈として、梶村太一「判批」判タ九七八号一二二頁（一九九八）、松倉耕作「判批」判タ九六五号七六頁（一九九八）など）、最小判平成一〇年八月三一日判時一六五五号一七八頁（評釈として、佐藤義彦「判批」リマータス一九号六八頁（一九九九）、東條宏・佐藤克則「判批」判タ一〇三六号一五〇頁（二〇〇〇）など）、最小判平成

一八年七月七日民集六〇卷六号二三〇七頁（評釈等として、中川高男「判批」民商二三六卷二五三頁（二〇〇七）、二宮周平「判批」判タ一二四一四号四四頁（二〇〇七）、水野紀子「判批」ジュリ臨増一三三二号八七頁（二〇〇七）、若林昌子「判批」別冊判タ二二五〇頁（二〇〇八）、太田晃評「判解」曹時六一卷五号一九五頁（二〇〇九）など）。なお最小判平成一〇年八月三十一日の匿名コメントでは、権利の濫用に当たると認められる特段の事情が存しない限り、第三者は親子関係の存否を争うことができるとする考え方を伝統的な考え方であると述べている（判時一六五五号一三〇頁参照）。

〔付記〕 本評釈を執筆するにあたって、上告代理人である藤岡諒弁護士、および所属されている坂元・黒沢法律事務所より、一審、二審判決および事案の詳細について、多大なご助力を得た。あらためてお礼を申し上げる。

小原 将照